

平成
29
年度健康保険被扶養者資格確認
「部分調査」を実施いたします

健保組合は、法律（健康保険法施行規則第50条）により、毎年、被扶養者資格の確認を行うことができます。

被扶養者資格確認調査は、被扶養者となった方がその後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうか確認するための調査です。就職や結婚等で被扶養者の資格を失ったにもかかわらず、手続きを忘れていた方が少なくありません。健保組合では、こうした手続きもれに対応するため、この調査を毎年実施しています。今年度は**父母・兄弟姉妹等を対象とした「部分調査」と**なります。

本来、被扶養者資格のない方が加入したままになっていると、健保組合が本来する必要のない不要な支出が増え、他の被保険者の負担が増加することにつながります。



1 実施時期

平成29年7月

2 調査対象者

父母・兄弟姉妹等を被扶養者としている被保険者

3 調査要領

調査対象となる被扶養者がいる方には、「健康保険被扶養者資格確認調査書」をWEBまたは紙面（事業所経由）で配付いたします。

概要は改めてご連絡いたします。

4 提出期限

調査書配付
(WEBまたは紙面) ▶ 7月4日(火)

事業所人事・
総務提出期限 ▶ 7月31日(月)
(厳守)

被保険者のみなさんには資格確認調査書のほか、必要証明書類を提出していただくことになり、費用負担等お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

*平成29年度 健康保険被扶養者資格確認調査の詳細は、健保ホームページに掲載しております。

平成
28
年度被扶養者資格確認調査結果
についてご報告します

1 調査対象者

配偶者を被扶養者としている被保険者

*平成28年4月1日以降に認定された被扶養者は除く

2 調査結果

対象被扶養者数	7,235名
不適格者	132名

3 不適格者の主な内訳及び理由

(1) 就職	82名
(2) 別居	1名
(3) 離婚	5名
(4) 死亡	1名
(5) その他（収入増など）	43名

ご家族（被扶養者）が就職などをされたら…

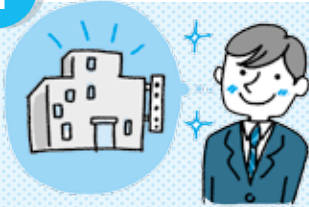
「被扶養者（異動）届」の提出をお忘れなく！

就職をして新生活が始まる時など、以下のようなケースはご家族が被扶養者でなくなります。

新生活に向けて忙しくなると手続きを怠りがちですが、必ず健保組合に届出をし、保険証を返却してください。

1

就職した



お子さん（被扶養者）が就職したら就職先の健康保険の被保険者になります。

2

収入が増えた



ご家族（被扶養者）の年収が130万円*以上、または本人（被保険者）の年収の1/2を超えたとき、扶養からはずれません。

* 60歳以上または障害がある場合は年収180万円以上（老齢年金、障害年金、遺族年金を含む）

3

別居した



配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族（三親等内）が本人（被保険者）と別居したとき、扶養からはずれません。

4

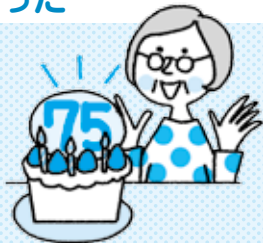
仕送りを少なくした／やめた



別居しているご家族（被扶養者）への仕送りをやめたときや、仕送り額が被扶養者の収入よりも少なくなったとき、扶養からはずれません。

5

75歳になった



ご家族（被扶養者）が75歳*になると、後期高齢者医療制度の被保険者になります。

* 65～74歳の方が、一定の障害があると認定されて後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様です

6

離婚・死亡した



離婚したとき、ご家族（被扶養者）が亡くなったときは、忘れずに届出をしましょう。

7

適用拡大の対象となった

平成28年10月から、短時間で働く方（学生を除くパート・アルバイト等）が社会保険の加入対象となりました。下記すべてに該当する場合は勤め先の健康保険の被保険者となります。

- 雇用期間が1年以上見込まれる
- 1週間の所定労働時間が20時間以上
- 月の所定内賃金が88,000円以上
- 勤め先の従業員数が501人以上*

*平成29年4月からは、500人以下でも労使合意により適用拡大が可能

上記のケースに該当する場合は「被扶養者（異動）届」該当する被扶養者の「保険証」の2点と、「高齢受給者証」をお持ちの被扶養者はそれもあわせて、該当した日から5日以内に健保組合へ提出してください。

被扶養者でなくなったら、
お持ちの保険証は
使えません



被扶養者でなくなった日から保険証は使用できません。月の途中でも使用できなくなるのでご注意ください。

被扶養者でなくなった後に保険証を使用してしまった場合には、当健保組合へ医療費を返還していただくことになります。

なお、新しい保険証が届くまでの間にかかった医療費は、いったん全額をご自身で立て替え、後日新しく加入した健保組合から払い戻しを受けます。